

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 9月11日	平成29年 9月22日	H29. 8. 15付大北福第457号部分 公開決定通知書での公開文書 に、条件に示した七ツの重大な 不正あることについて所属又は 所属長が文書、口頭、メール等 で市長に伝えていることが確認 できる文書。ただし、市長部局 の全所属についてで、所属長の 秘書的事務を行う部署による各 所属一ヶ所による決定でよい。 (西成区役所に係るものについ て)	不存在	号	西成区役所	総務課
平成29年 9月11日	平成29年 10月6日	・平成26年12月4日付け訴状及 び書証の写し ・平成28年4月27日付け判決正 本の写し	部分公開	1 2 号	西成区役所	市民協働課
平成29年 9月11日	平成29年 10月6日	開示・公開請求に係る訴訟に なった案件についての「審査請 求書(不服申立書)、答申」。 ただし大阪市が勝訴・敗訴した 直近分各3件について。地裁判 決に限る。(西成区役所に係る ものについて)	不存在	号	西成区役所	市民協働課
平成29年 9月19日	平成29年 10月3日	H29. 8. 15付大北福第457号で公 開した決定書に重大なコンプラ イアンス違反あるが、そのこと について区長会議で議論したこ とが確認できる文書。ただし、 決定書作成日以降開催分で各会 議の幹事区保有分について。 (西成区役所に係るものについ て)	不存在	号	西成区役所	総務課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 9月19日	平成29年 10月3日	H29. 8. 15付大北福第457号で公開した「決定書」に多くの重大なコンプライアンス違反があることについて、北区を除く市長部局の所属長含む職員および監査委員からの報告（①口頭、電話②文書、メール等）で、市長がこの決定書の存在を承知していることが確認できる①を録音したもの、②文書等のすべて。ただし、①、②それぞれについて決定してください。 （西成区役所に係るものについて）	不存在	号	西成区役所	総務課
平成29年 9月19日	平成29年 10月3日	担当課長が調査や聞き取り等の結果を市民に回答することを目的とした調査や聞き取り等のための市内出張において復命書を作成していない案件について、①出張の目的が確認できる文書、②市民への回答文書とその決裁、③口頭で復命行った場合、その内容とだれに行っただのか確認できる文書。ただし、H28年度以降分で北区福祉課長の出張を除く。また、案件ごとに①②③の存否を明確にしてください。所属ごと各年度当初分3件。 （西成区役所に係るものについて）	不存在	号	西成区役所	総務課
平成29年 9月19日	平成29年 10月3日	行政処分の決定が審査会等の判断した答申を尊重して基本的根拠としているものについて、審査委員が市民（申請者）に直接説明した案件に係る決裁・供覧文書。ただし、審査会が①公開、②非公開のものそれぞれについて。H26年度以降分 （西成区役所に係るものについて）	不存在	号	西成区役所	総務課